

下呂市監査告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成29年度行政監査の監査結果に基づき講じた措置について、下呂市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年2月28日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成29年度 行政監査結果 指摘事項に伴う措置状況

1 補助金の見直しと定額補助から定率補助への検討について	担当課：総務部 財務課
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>市体育協会補助金についてみると、金額は下呂市教育関係事業補助金交付要綱で、市長が定める額となっています。そして、支出決算額の約3割を占める種目団体育成費の算出方法については、体育協会が定めた下呂市体育協会種目団体育成費交付規則により、均等割と、加入者数に一定単価を乗じて算出した額が基本となっており、平成28年度の補助金の総額は、合理化計画により前年度補助金から5%減額した金額とし、前金払の方法で支出されています。その結果、平成28年度の決算で、支出総額603万2,522円より8万5,478円多い、611万8,000円の補助金が交付され、137万4,636円が翌年度へ繰り越されています。また、市防犯協会運営事業補助金については、金額は下呂市防犯対策等事業補助金交付要綱で、予算で定めた範囲内の額と規定され、計画的に一定額を減額した額となっています。</p> <p>地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と定められ、地方財政法第4条第1項には「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」と定められています。さらに、そもそも補助金とは交付対象団体等の自主財源を補う財政的援助であるという観点からも、このような事業費の総額を上回る補助金の支出は不適切と言わざるを得ません。</p> <p>については、交付対象団体の事業規模は毎年変化していることも考慮して、定額補助として市が交付しているすべての補助金について、事業費に比例した定率補助に移行させることができないか検討してください。</p> <p>ただし、定率補助への移行の検討にあたっては、補助金は、市が政策上、促進奨励する事業に対するもので、相当の反対給付を受けないものであることや、極めて公益性の高い団体の運営費に対する補助の在り方についても十分に考慮する必要があります。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>補助金制度については、「下呂市補助金等交付規則」のほか、事業ごとに定めた要綱により各担当課が運用をしています。</p> <p>すべての補助金において、事業完了後に実績報告書の提出（規則第13条）が必要であり、内容審査のうえ補助金額の確定（同第14条）をすることとしています。補助金の交付申請時から事業費や事業内容の変更があった場合には、この時点で適正に処理すべきですので、適正に運用されるよう周知徹底を図っていきます。</p> <p>なお、「すべての補助金を定率補助にできないか」というご指摘については、各担当課との協議、検討をしていきたいと考えています。</p>

ちなみに定率補助とした場合、債務の履行期到来前の支出については、債務金額が確定していないことになり、精算を伴う概算払となります。

2 負担金の見直しと精算について

担当課：総務部 財務課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>平成 28 年度決算において支出総額より市の負担金の額が上回って交付されたものがありました。例えば、負担金が支出総額を大きく上回った場合、負担金の性格上、少なくとも上回った分について、当年度において市は何らかの利益を受けていないと考えられ、はたして、その事業から十分な効果が得られたのか大いに疑問の残るところです。負担金の額の確定にあたっては、積算根拠を精査し、適正な額としてください。</p> <p>なお、当該負担金が履行期到来前に支払われていることから、概算払で支払われたのであれば精算が必要となり、前金払で支払われた場合であっても、下呂市会計規則第 36 条により、その事実に変更が生じたものとして精算を行う必要があると思われま</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>負担金予算にかかる団体との協議や予算要求では、明確な根拠をもって事務を進めるとともに、予算執行時においても、団体の状況等を的確に把握し、適正な予算の執行に努めるよう担当課に対して、周知徹底します。また、財務課が行う予算査定においても、負担金が適正な額となるよう担当課と連携を図りながら、その内容を精査するよう努めます。</p> <p>また、概算払、前金払の精算については、下呂市会計規則に従い、適正に事務処理するように会計課でも徹底します。</p>

3 繰越金について

担当課：総務部 財務課

指 摘 事 項

収入決算額に占める補助金または負担金の割合が低く、補助金または負担金に対する当年度繰越金の割合が高いものについては、団体に一定の自主財源や前年度繰越金があるものと考えられることから、補助金または負担金の削減や見直しについて検討が必要と思われます。また、前年度繰越金を除いた収入決算額に占める補助金または負担金の割合が高く、補助金または負担金に対する当年度繰越金の割合も高いものについては、精算による補助金または負担金の市への返還が検討されるべきと考えます。

なお、この場合、補助事業の繰越金については、補助金は交付対象団体等の自主財源を補う財政的援助であるという観点から、自主財源は、補助金に優先して事業費に充当されるべきものであることを考慮する必要があります。

措 置 状 況

(措置済、改善中、未措置)

ご指摘を受けた内容については、市としましても改善の必要性を強く感じているところです。

今後、補助金及び負担金に関する一定のルールを定め運用していくことが重要と考えており、現在その作成に取り組んでいるところです。

4 多額の繰越金について（市コンベンションビューロー負担金）	担当課：総務部財務課・観光商工部観光課
指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>市コンベンションビューローの平成 28 年度決算において、多額の繰越金が発生しています。コンベンション主催団体に対する助成金が支出の大部分を占めており、コンベンションの開催実績は年度によって流動的であることから、繰越金の額は、846 万 7,324 円にのぼっています。この繰越金について、担当課から、翌年度開催のコンベンション誘致活動がその前年度から行われているため、翌年度の助成金を担保することになるとの説明を受けました。しかしながら、多額の予算を翌年度へ繰り越し、その繰越金を翌年度の事業費として調整することは、当年度に事業が不執行となったことにより、この部分について市は何らかの利益を受けていないこと、また、原則として歳出予算の繰り越しができないとする地方自治法第 208 条第 2 項で定められた「会計年度独立の原則」からしても、適正を欠くものと思われます。したがって、負担割合を考慮した上で、構成団体への返還について検討されるべきものと考えます。また、同時に交付対象団体の年度当初の資金繰りを考慮して、負担金の概算払を行い、精算をすることが適切と考えます。</p> <p>なお、コンベンションビューロー負担金については、翌年度に開催されるコンベンションの誘致活動に支障をきたさないために、債務負担行為を設定することができないか検討してください。</p>	<p>（措置済、改善中、未措置）</p> <p>負担金を交付した団体での負担金の一部不執行は、その額にかかる反対給付を受けることができず、また、不執行となった額を翌年度へ繰り越して執行することは、ご指摘のとおり地方自治法に定める「会計年度独立の原則」に抵触するため、負担割合を考慮した精算の検討を進めます。また、年度当初の資金繰りを考慮した概算払とこれに伴う精算についても併せて検討していきます。</p> <p>年度をまたいでの誘致活動に支障をきたさないための債務負担行為の設定については、実績を踏まえ検討していきます。</p>

5 概算払の精算に係る会計処理について

担当課：会計課

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>補助金、負担金及び交付金の概算払については、地方自治法施行令第162条第1項で定められていますが、当市の支出負担行為決議書、支出命令書の支払区分は概算払ではなく、通常払として会計処理されています。概算払は精算行為が必要となることから支払区分を明確にし、精算については、下呂市会計事務マニュアルに則って事務処理してください。</p>	<p>(措置済、改善中、未措置)</p> <p>概算払いをする場合は、財務会計システムの支払区分「概算払」を使用し、精算時には「精算書」を作成し提出していただきます。精算については会計事務マニュアルに則って事務処理を行うよう徹底します。</p>

監 査 意 見

市が交付する補助金、負担金の財源には、市民の貴重な税金が充てられていることから、その執行については、言うまでもなく適正を期さなくてはなりません。

しかしながら、今回の行政監査において、補助金と負担金、定額補助と定率補助、概算払と前金払、繰越金の取り扱いについて、適正に事務処理が行われているかという点で疑問を持たざるを得ない事例がありました。疑問に思われることは、負担金については、その事業から市は当該年度に適正な利益を受けているか、また、補助金の性格を有していないか、定額補助については、その積算根拠に合理性があるか、概算払と前金払については、それぞれ正確に処理されているか、そして多額の繰越金が生じているという点です。当市において、これまでも補助金等見直しプロジェクトにより、補助金の見直しが行われてきましたが、補助金の執行状況の変化に伴い、定期的に見直す必要があると考えます。ついては、補助金の一層の適正化を図るため、公益性や有効性、運用面での効率性や妥当性について、その在り方を示したガイドラインを新たに策定することについて検討してください。

また、補助金については、下呂市補助金等交付規則や、規則を補完する各補助金交付要綱により事務処理されているところですが、今回監査の対象とした3つの補助金の交付要綱をみると、補助金の額については、「予算で定めた範囲内の額」（1補助金）、「市長が定める額」（2補助金）となっており明確に規定されていません。また、補助対象経費についても、その規定がなかったり（1補助金）、「（団体）が行う活動及び運営に要する経費」（2補助金）とだけ規定され、明確ではありませんでした。ちなみに、監査対象外のいくつかの補助金交付要綱を見てみると、補助金の目的が異なるため補助対象経費等についての規定方法に違いがあるものの、これらについては明確に規定されていることから、当市の各補助金交付要綱の規定は統一性に欠けます。ついては、前述のガイドラインを受ける

措 置 状 況

（措置済、**改善中**、未措置）

財務課としては、補助金に関する一定のルールを定め運用していくことが重要と考えており、その作成に取り組んでいるところです。負担金についても、ルール化に向けた検討を進めていきます。

要綱の見直し等については、このルール化を踏まえ、検討していきます。

形で、要綱の見直し、整備について検討する必要があると考えます。

なお、第3次下呂市行政改革大綱の基本方針のひとつである「I 持続可能な財政基盤の確立に向けた財政運営の改革」の「3 補助金等の見直し」の中で、すべての補助金、負担金について見直す旨が掲げられていることから、負担金についても、交付要綱やガイドラインが策定できないか検討されることを要望します。